

○武雄市地域猫活動団体補助金交付要綱

平成29年2月17日

告示第15号

改正 令和3年3月31日告示第52号

(趣旨)

第1条 この告示は、特定の飼い主がなく市内に住み着いている猫（以下「野良猫」という。）の増加を防止し、市民の快適な生活環境の保持を図るため、市内の地縁による団体が行う猫の避妊又は去勢手術の費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 野良猫のうち、その地域において、避妊又は去勢手術、餌やり、トイレの設置及び清掃等が実施され、適切に管理されている猫
- (2) 地域猫活動 地域猫を市内において適切に管理していく活動
- (3) 地域猫活動団体 地域の住民等の了承を得て地域猫活動を行う地縁による団体のうち、第4条の規定により登録の承認を受けた団体

(交付対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次条による登録の承認を受けた団体とする。

(地域猫活動団体の登録)

第4条 地域猫活動団体として登録を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 市内に活動拠点があること。
- (2) 地域猫活動の構成員として、2人以上の成人を含み、代表者を置いていること。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 地域猫活動について、地域住民の理解を十分に得られていること。

2 申請団体は、武雄市地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否に

ついて、武雄市地域猫活動団体登録承認通知書（様式第2号）又は武雄市地域猫活動団体登録不承認通知書（様式第3号）により、申請団体に通知するものとする。

（地域猫活動団体の登録事項の変更）

第5条 地域猫活動団体として登録の承認を受けた団体（以下「登録団体」という。）において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、武雄市地域猫活動団体登録事項変更届出書（様式第4号）を市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 地域猫活動団体の代表者
- （2） 地域猫活動団体の構成員
- （3） 地域猫活動の対象となる地域猫
- （4） 地域猫活動の場所

（地域猫活動登録団体の廃止）

第6条 登録団体が、活動を終了するときは、武雄市地域猫活動団体登録廃止届出書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

（地域猫活動団体登録の取消し）

第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは当該登録を取り消し、地域猫活動団体登録取消通知書（様式第6号）を通知するものとする。

- （1） 地域猫活動登録団体の登録事項の内容が実態と著しく異なるものであったとき。
- （2） その他市長が不相当と認めたとき。

（補助対象経費）

第8条 補助金の交付対象となる経費は、獣医師が行う避妊又は去勢手術に要する経費とする。

（補助金の額）

第9条 補助金の額は、地域猫1匹につき、避妊又は去勢手術に要した経費の額とする。ただし、避妊手術にあつては20,000円、去勢手術にあつては10,000円を限度とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第10条 補助金の交付を受けようとする地域猫活動団体の代表者（以下「交付申請者」という。）は、武雄市地域猫活動団体補助金交付申請書兼実績報告書（様式第7号）に、当該手術費を支払ったことを証する書類を添えて、手術を行った日の翌日から起

算して60日以内に、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び確定)

第11条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、武雄市地域猫活動団体補助金交付決定・確定通知書(様式第8号)により、速やかに交付申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の交付・確定通知を受けた地域猫活動団体の代表者は、武雄市地域猫活動団体補助金交付請求書(様式第9号)を、市長に提出しなければならない。

(手術の実施等)

第13条 避妊又は去勢手術を受けた地域猫は、避妊又は去勢手術完了の印として、右耳にV字カットを施すものとする。ただし、獣医師がV字カットを施すのが適当でないと判断した場合は、この限りではない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請により補助金を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年2月17日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則 (令和3年告示第52号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。